

医政発 0330 第 2 号
令和 2 年 3 月 30 日

一般社団法人 日本医療法人協会 会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 0330 第 2 号
令和 2 年 3 月 30 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）

令和 2 年度税制改正において、持ち分の定めのある医療法人から持ち分の定めのない医療法人への移行計画（以下「移行計画」という。）の認定の手続について、所要の見直しを行うこととなったことに伴い、本年 3 月 30 日付けで、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和 2 年厚生労働省令第 54 号。以下「改正省令」という。）が公布されました。

改正省令による医療法施行規則の改正の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。併せて、今般の改正に伴い必要となる運用につきまして、遺漏のないよう対応方よろしくをお願いいたします。

記

第 1 改正省令について

医療法人が厚生労働大臣による移行計画の認定を受けた後の都道府県知事に対する定款変更の手続については、移行計画の認定を受けた旨の定款変更の申請の手続（1 回目）を行った後、当該医療法人の持分を放棄し、残余財産の帰属に係る定款変更の申請の手続（2 回目）を行うこととされていたところであるが、今般、1 回目の定款変更の申請の手続を省略することに伴い、以下の改正を行う。

- 1 医療法人が移行計画を厚生労働大臣に提出するに当たり、移行計画に添付する定款に当該移行計画が適当である旨の認定を受ける旨を記載しなければならないという規定を削除すること。（改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「新規則」という。）第 57 条第 1 項関係）
- 2 厚生労働大臣による移行計画の認定の取消事由に関し、移行計画の認定を受けた日から 3 ヶ月以内に、当該認定を受けた旨の定款変更について、都道府県知事による認可を受けなかったときとする規定を削除すること。（新規則第 59 条第 2 号関係）
- 3 厚生労働大臣による移行計画の認定を受けた旨の定款変更について、都道府県知事による認可を受けた場合は、当該認可を受けた日から 3 ヶ月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならないとする規定を削除すること。（新規則第 60 条第 2 項関係）

第2 移行計画の認定を受けた旨の定款変更の申請の代替措置について

厚生労働大臣の移行計画の認定を行った後、速やかに、厚生労働省医政局医療経営支援課から当該医療法人が所在する都道府県の医療法人担当部署宛に、移行計画の認定を受けた医療法人名の一覧を送付するので、各都道府県におかれては、認定を受けた医療法人から残余財産の帰属に係る定款変更の申請があったときに、当該一覧を参照し、当該医療法人が移行計画の認定を受けている旨の確認を行うことをお願いしたい。

第3 施行期日

1 施行期日

改正省令は、令和2年4月1日から施行すること。

2 経過措置

新規則第57条、第59条及び第60条第2項の規定並びに附則様式第五は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる医療法（昭和23年法律第205号）第54条の9第3項に基づく認可の申請について適用し、施行日前にされた同項に基づく認可の申請については、なお従前の例によるものとする。

また、この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなすこととすること。なお、この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

第4 関係通知の改正

改正省令の施行に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うこと。